

質問回答

NO.	質問	回答
1	契約書第3条では納入場所を「環境省」と規定されており、一方で仕様書（1.4、1.5）では展示物を「園芸博会場に設置すること」と規定されていますが、展示物の納品・検査・引渡しは、以下のどちらのフローを想定されていますでしょうか。 ①「園芸博会場」へ直接納品・設置後に、現地で検査・引渡しを行う。 ②「環境省（霞が関）」へ一度納品して検査合格した後に、「園芸博会場」へ運搬・設置を行う。	①を想定しております。
2	パターン②（「環境省へ納品」となる場合）、検査合格後の会場への運搬・設置における責任と費用が定められておりませんが、検査・引渡しのフローが「②（環境省へ納品・検査）」となる場合、以下の認識でよいでしょうか。 1) 環境省から園芸博会場までの「運搬主体」および「運搬費用」は、環境省側の負担である。 2) 引渡し後に受託者が会場での設置作業を行う認識だが、運搬中の不慮の破損・事故における責任主体は環境省側となる。また設置後に左記事由が起因とされた場合の対応費用については別途協議の上定めるものとするでよろしいでしょうか。	
3	企画書作成事項にて「最終的に廃棄する段階のことも考えた設計・仕様を検討してください」との指示はありますが、実際の撤去作業や費用（撤去費）の規定はない認識です。 会期終了後の、展示物の物理的な解体・撤去・運搬・廃棄の実作業、およびそれに伴う諸費用（撤去費）は、本契約の範囲外という認識でよいでしょうか。	ご認識のとおり、「会期終了後の、展示物の物理的な解体・撤去・運搬・廃棄の実作業、およびそれに伴う諸費用（撤去費）は、本契約の範囲外」です。
4	謝金規定等は添付されておりましたが、謝金が発生する場合は以下の各府省等が使用する謝金基準を参照する形で問題ないでしょうか。 https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4722ea5e-a3da-4874-8ca1-93eb8f82545b/378ce5e0/20260401_resources_honorarium_guideline_02.pdf	問題ございません。
5	展示スペースで利用可能な電源の容量（電圧（V）、電流（A）の上限）およびコンセントや電源の配置箇所をご教示ください。	1回路 100V、12A、1200Wまで、で計画中です。不足があればご相談ください。 コンセントはまとめて展示什器の真裏の部屋から引き込む計画です。壁穴位置は展示に合わせて調整できるため、展示台側の任意の場所で配線可能です。